る要件に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ　五万千三百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1)　選考対象者のうち、その生計維持者（扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下この号並びに第四十条第一項第四号及び第五号において同じ。）である者の数及び当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるものの数の合計が三人以上であるものに限る。）の扶養親族である者又は当該者に準ずる者として文部科学大臣が定めるもののいずれかに該当するもの　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

イ　支給額算定基準額（令第八条の二第四項に規定する支給額算定基準額をいう。以下同じ。）次の(1)から(3)までに掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1)　多子世帯における生計維持者の扶養親族（令第八条の二第四項に規定する学資支給金支給年度分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合にあっては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。以下同じ。）である者　十五万四千五百円未満

(2)　(1)に掲げる者以外の者　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

(3)を削る。］

ロ　五万千三百円以上十五万四千六百円未満　次に掲げる選考対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める要件

(1)‖　イ(1)に掲げる者　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

(2)‖　選考対象者のうち、公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学するもの（(1)に掲げる者を除く。）　選考対象者及びその生計維持者が有する資産の合計額が五千万円未満であること。

ハ‖　十五万四千六百円以上　選考対象者（イ(1)に掲げる者に限る。）及びその生計維持者が有する資産の合計額が三億円未満であること。

3・4　［略］

［項を削る。］

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の七　機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の資産の合計額及び支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号に定める要件に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に

(2)　公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。以下同じ。）に在学する者（(1)に掲げる者を除く。）　十五万四千六百円未満

(3)‖　(1)及び(2)に掲げる者以外の者　五万千三百円未満

ロ　選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額　二千万円未満（生計維持者が一人の場合にあっては、一千二百五十万円未満）

［(1)を加える。］

［(2)を加える。］

［ハを加える。］

3・4　［同上］

5‖　第二項第四号イ(1)の「多子世帯」とは、生計維持者の扶養親族の数が三以上である世帯をいう。

（給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等）

第二十三条の七　機構は、毎年、給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第二十三条の二第二項第四号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該支